

事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型)

取扱期間
令和3年4月1日
～
令和4年3月31日



制度の特徴

支援の目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の早期の事業再生に向けた取り組みを促すことを目的として、据置期間に関する要件緩和や保証料の軽減措置を設けた新制度「事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)」が創設され、令和3年4月1日から取扱いを開始します。

保証料の一部補助(感染症対応型)

感染症対応型の保証料率は国の補助があり、中小企業者負担の保証料率は0.20%です。

※条件変更保証料は補助の対象外です。

保証限度額

一企業：2億8,000万円
組合：4億8,000万円

保証期間

一括返済：1年以内
分割返済：15年以内
据置期間：5年

保証料率 (感染症対応型)

中小企業負担
0.20% (※)

※条件変更保証料は補助対象外です



ご利用いただける方

次の(1)から(11)のいずれかの計画(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り)に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者

- (1) 中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- (2) 認定支援機関(再生支援協議会)の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- (3) 特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画
- (4) 整理回収機構が策定を支援した再生計画
- (5) 地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画
- (6) 東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画
- (7) 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
- (8) 個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づき成立した弁済計画
- (9) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画
- (10) 中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画
- (11) 経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画



OKAYAMA GUARANTEE
岡山県信用保証協会
<https://okayama-cgc.or.jp/>



詳しくは裏面を
ご覧ください。

	事業再生計画実施関連保証	事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）																																	
資金使途	事業資金（ただし、事業再生計画の実施に必要な資金に限ります。）																																		
保証限度額	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>一企業者</td> <td>組 合</td> </tr> <tr> <td>普通保険</td> <td>2億円以内</td> <td>4億円以内</td> </tr> <tr> <td>無担保保険</td> <td>8,000万円以内</td> <td>8,000万円以内</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2億8,000万円以内</td> <td>4億8,000万円以内</td> </tr> </table>			一企業者	組 合	普通保険	2億円以内	4億円以内	無担保保険	8,000万円以内	8,000万円以内	合計	2億8,000万円以内	4億8,000万円以内																					
		一企業者	組 合																																
	普通保険	2億円以内	4億円以内																																
	無担保保険	8,000万円以内	8,000万円以内																																
合計	2億8,000万円以内	4億8,000万円以内																																	
※特別小口保険をご利用の場合は、2,000万円以内																																			
保証期間	●一括返済の場合 1年以内	●一括返済の場合 1年以内																																	
	●分割返済の場合 15年以内 （据置期間は1年以内とする。）	●分割返済の場合 15年以内 （据置期間は5年以内とする。）																																	
貸付金利	金融機関所定の利率																																		
貸付方式	個別保証（根保証形式は利用できません。） ※手形貸付個別保証・手形割引個別保証・電子記録債権割引については本制度の対象となります。																																		
信用保証料率	<table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2" style="text-align: right;">（単位：％）</td> </tr> <tr> <td>責任共有制度対象</td> <td>0.70</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>責任共有制度対象外</td> <td>0.80</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>				（単位：％）		責任共有制度対象	0.70			責任共有制度対象外	0.80																							
			（単位：％）																																
責任共有制度対象	0.70																																		
責任共有制度対象外	0.80																																		
※特別小口保険をご利用の場合は0.70%となります。		<table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2" style="text-align: right;">（単位：％）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">責任共有 対象</td> <td colspan="2">通常 保証料率 0.80</td> <td colspan="2">経営者保証免除対応 保証料率 1.00</td> </tr> <tr> <td>国の補助</td> <td>中小企業者負担</td> <td>国の補助</td> <td>中小企業者負担</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.60</td> <td>0.20</td> <td>0.80</td> <td>0.20</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">責任共有 対象外</td> <td colspan="2">保証料率 1.00</td> <td colspan="2">保証料率 1.20</td> </tr> <tr> <td>国の補助</td> <td>中小企業者負担</td> <td>国の補助</td> <td>中小企業者負担</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.80</td> <td>0.20</td> <td>1.00</td> <td>0.20</td> </tr> </table>				（単位：％）		責任共有 対象	通常 保証料率 0.80		経営者保証免除対応 保証料率 1.00		国の補助	中小企業者負担	国の補助	中小企業者負担		0.60	0.20	0.80	0.20	責任共有 対象外	保証料率 1.00		保証料率 1.20		国の補助	中小企業者負担	国の補助	中小企業者負担		0.80	0.20	1.00	0.20
		（単位：％）																																	
責任共有 対象	通常 保証料率 0.80		経営者保証免除対応 保証料率 1.00																																
	国の補助	中小企業者負担	国の補助	中小企業者負担																															
	0.60	0.20	0.80	0.20																															
責任共有 対象外	保証料率 1.00		保証料率 1.20																																
	国の補助	中小企業者負担	国の補助	中小企業者負担																															
	0.80	0.20	1.00	0.20																															
※条件変更保証料は補助対象外となります。																																			
返済方法	一括返済又は分割返済																																		
連帯保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は必要ありません。	原則として法人代表者以外の連帯保証人は必要ありません。 ※一定の条件を満たす場合に、保証料率を0.2%上乗せすることにより法人代表者の経営者保証を免除することができます。																																	
担保	必要に応じて差し入れていただきます。																																		
申込方法	金融機関経由 ※「ご利用いただける方」の(11)に該当する場合は、金融機関経由保証申込又は斡旋保証申込となります。																																		
添付書類	① 「ご利用いただける方」欄に掲げる事業再生の計画 ② 経営者保証免除対応確認書（経営者保証免除対応を適用する場合）																																		



OKAYAMA GUARANTEE
岡山県信用保証協会
<https://okayama-cgc.or.jp/>

本 所 〒700-8732 岡山市北区野田二丁目12番23号
TEL：086-243-1122 FAX：086-244-3896

倉敷支所 〒710-8691 倉敷市大島54番地2
TEL：086-425-3103 FAX：086-426-6763

津山支所 〒708-8691 津山市大手町3番の4
TEL：0868-22-7276 FAX：0868-24-4471